時事新報定價及廣告料

時事新報は毎號十面乃至十六面にして其代價左の如し

時事新報定價(月曜日の外大祭、祝日、年始)一切休刊せず

一部	一箇月前金	三箇月前金	六箇月前金	一箇年前金
貳錢五厘	五拾錢	壹圓四拾五錢	貳圓八拾五錢	五圓六拾錢

時事新報遞送料(一箇月分)

一 日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山 金拾五錢
二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て遞送する諸國 各國 六拾錢
三 北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸島 金三拾錢
四 香港を經て遞送する亞細亞諸港、太平洋諸島、濠洲 金六拾五錢
五 歐羅巴諸國、亞非利加諸國 金五拾五錢

注意 本社直接郵送の新報に限り前記一定の遞送料を申受け候得ば入會者米國內は十二回迄は郵税五厘、十六回以上廿四回迄は郵税一錢を要する直て購讀者にして新報を他に郵送せらるゝときは此に注意ありたし

時事新報廣告料(前金)

五號活字廿四字詰	二回以下	三回以上
一行ニ付	二拾錢	拾九錢

前金 一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

見本 時事新報見本は御申越次第進呈す

社說

政客論客の教育

昔しく支那の道徳家は唯二つ仁と不仁とのみと云へり其意味を擴むるときは苟も仁者たらざるものは則ち不仁者たるを免かれず例へば身を殺して仁を成すを君子の事とすれば身を殺さゞるものは君子たるを得ざるものなり人間百般の行動を仁不仁の兩極端に限りたるの說なれども本來人心運動の區域は甚だ廣くして其兩極端の間には自から幾多の區別程度なきを得ず人間の行動を仁不仁に限るが如きは如何にも簡單至極の考にして事實に許さゞる所なり喩へば色の種類の如き通常五色と稱ふれども其實は七色にして然かも其七色の配合變化に隨ひ種々樣々の間色を呈して或る染物專門家の言に據れば其種類は凡そ三千以上の多きを見る可しと云ふ實際の事實なれども只世人の眼力遲鈍にして之を見分くると能はざるのみ又寒暖計を見るに華氏の度にて云へば卅二度を氷點とし二百十二度を沸騰點として其氷點沸騰點は寒熱の極度を示しながら其兩極の間には百八十度の區別ありて一度ごとに自から溫度の差を認む可きが如し人間の行動も右と同樣にして其標準を極端に定め善と惡と相對して善人を善とし惡人を惡とするは差支なけれども濁世界に生々する蠢爾たる無數の人類は所謂人心面の如くにして萬億の心は萬億の面の如くれの〱趣を殊にして萬差億別なるは勿論ながら其萬億の差別は似寄の色の如く一季の間の溫度の如く僅々の相違にして黑と白と相對し氷點と沸騰點と相對する際に非常の懸隔あるに非ず即ち世の中には純善の人を見ざると同時に極惡の者も容易に出でざるの常にして例へば釋迦孔子の如きは善人の標準として見る可き人物なれども上下三千年の間に如來聖人の出現は實に希有の出來事にして二度と再び見る能はざりし事實を考へたらば極惡非道の法網に觸るゝ者も甚だ稀にして容易に出づるものに非ずとの次第も自から明白なる可し少しく其の道理を辨たらんには直に了解す可き筈なるに今の世間の議論を見れば極端と極端と相衝突して其間に一步の餘裕をも容れず自家の意見に反對して說の合ざるものあれば直に之を極惡人と認めて時としては其反對者を殺すみとさへ憚からず假令ひ或は殺すまでの甚しきに至らざるもあらゆる罵詈讒謗を極めて之を目するに亂臣賊子不敵不臣を以てして恰も天地に容れざる大惡人として一も二もなく擯斥せんとする其擧動は左ながら亂心狂氣の沙汰とも見る可きなれども其實は自家の心事尙ほ幼稚にして緻密に事を分別するの考なきが爲めに外ならず論者の如きは取りも直さず黑白の外に色を見ず極寒極熱の間に幾多の溫度あるを知らざるものにして其簡單狹隘なる只憫笑す可きのみ今の宗敎論と云ひ道德論と云ひ何れも然らざるはなき其中にも政治論の如き特に甚だしきものあるに似たり昨今世間に喋々する彼の宮內大臣云々の爭の如き非難する者も又その非難を非難する者も双方の言を聞けば双方共に容易ならざる大罪を犯したる大惡人として互に相非難するが如くなれども今日の實際に果して斯る大惡人の有りや無しや論より證據は現に双方當局の人物を見るも知る可き筈なるに斯くまでに極端の言語を以て互に相罵るとは何事ぞや或は其爭は何か爲めにする所ありて殊更らに心にもなき辭を弄ぶの意味もあらんかなれども斯る言語を用ふるに非ざれば目的を遂する能はずとは双方共に緻密の考に乏しき證據にして我輩の嘆息に堪へざる所なり畢竟その爭が緻密の考に乏しきは敎育の素なくして思想の練磨を缺くが爲めなれば政論の調子をして少しく上品ならしめんとするには先づ敎育を普及して其輩の腦髓より一變せしむるの外ある可らず即ち今の政界の老壯者は其思想の點より見れば尙ほ幼稚の域を脫せずして普通敎育の光臨を蒙る可き人物にてそあれば今日の急は何は兎もあれ彼等を敎育の門に入れて其蒙を啓かざる可らず敎育普及の要は單に幼年の兒童のみに非ずして寧ろ老壯の政客論客に在りと知る可きなり

○勅令

朕神宮司廳官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十九年十一月二十八日

內閣總理大臣 伯爵松方正義
內務大臣 伯爵樺山資紀

勅令第三百七十一號

神宮司廳官制

第一條 神宮司廳ニ左ノ職員ヲ置ク

祭主 一人
宮司 一人
權宮司 一人
禰宜 三人
權禰宜 七人
主典 二十人
宮掌 四十人

第二條 祭主ハ皇族ヲ以テ之ニ任ス大御手代トシテ奉齋シ祭事ヲ管理ス但公爵ヲ以テ之ニ任スルコトアルヘシ

第三條 宮司ハ勅任又ハ奏任トス祭主ノ命ヲ承ケテ祭祀ニ奉仕シ祭務ヲ掌理シ內務大臣ノ指揮監督ヲ承ケテ所部ノ職員ヲ統督シ廳中ノ事務ヲ管理ス

第四條 宮司ハ廳中ノ事務ヲ分掌スル爲メ課ヲ置キ及庶務ノ細則ヲ設クルコトヲ得

第五條 權宮司ハ奏任トス宮司ヲ佐ケテ祭祀ニ奉仕シ廳中ノ事務ヲ整理ス

宮司事故アルトキハ權宮司其ノ事務ヲ代理ス

第六條 禰宜ハ奏任トス宮司又ハ權宮司ノ命ヲ承ケテ神前ニ祗候シ神膳ヲ供進シ廳內一切ノ事ヲ掌シ臨時所掌ノ務ヲ爲シ廳中ノ庶務ニ從事ス

第七條 權禰宜ハ判任トス宮司又ハ權宮司ノ命ヲ承ケテ禰宜ヲ佐ク

第八條 主典ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケテ祭典ヲ掌理シ大麻及曆ヲ製造シ其ノ他祭事及庶務ニ從事ス

第九條 宮掌ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ祭事及庶務ニ從事ス

朕神宮司廳職員官等俸給改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十九年十一月二十八日

內閣總理大臣 伯爵松方正義
內務大臣 伯爵樺山資紀

勅令第三百七十二號

神宮司廳職員官等俸給左ノ通改正ス

相當官等級	勅任	奏任二等	奏任三等	奏任四等	奏任五等
官名	祭主	宮司	宮司	權宮司	權宮司
年俸	三千圓	[illegible]四百圓	三百六十圓	三百三十圓	三百圓

判任等級	六等 七等	八等	一等	二等	三等	四等
官名	權禰宜	權禰宜	主典	典主	宮掌	宮掌
月俸	二百七十圓	百五十圓	百二十圓	百圓	九十五圓	八十五圓

○省令

海軍省令第十四號

海軍志願兵徴募細則第十五條第一項左ノ通改正ス

明治二十九年十一月三十日 海軍大臣 侯爵西郷從道

軍樂生、看護志願ノ者ハ身體檢査ニ合格スト雖モ讀書、作文、算術ノ試驗ニ合格セサレハ採用セス

○告示

陸軍省告示第十八號

明治二十八年陸軍省告示第十三號中第五項ヲ左ノ通改ム

明治二十九年十一月三十日 陸軍大臣 子爵高島鞆之助

五 要塞砲兵照準、觀測及通信教範草案(教範圖式は略す)

司法省告示第七十四號

當省本日東京市麴町區西日比谷町一番地ヘ移轉ス

明治二十九年十一月三十日 司法大臣 清浦奎吾

○東京府公文

東京府告示第八十四號

甲武鐵道線路變更並ニ停車場設置ノ爲メ左ノ町村ニ立入リ測量スルコトヲ甲武鐵道株式會社ニ許可セリ

明治二十九年十一月三十日 東京府知事 侯爵久我通久

南多摩郡八王子町 由井村

東京府告示第八十五號

本府府立病院本日ヨリ開院シ傳染病患者ヲ收容ス

但自費者ハ明治廿三年(某月)東京府告示第三十四號ノ手續ニ依ルヘシ

明治二十九年十一月三十日 東京府知事 侯爵久我通久

○敍任辭令

敍勳二等授瑞寶章 陸軍少將正五位勳三等功四級 阪井重季
同 陸軍步兵中佐 比志島義輝
敍勳三等授瑞寶章 陸軍步兵中佐 齋藤德明
同 陸軍步兵中佐 竹中安太郎
同 陸軍砲兵大佐 太田貞固
同 陸軍砲兵中佐 柴野義廣
同 陸軍工兵大佐 木村[illegible]
同 陸軍步兵少佐 兒玉德太郎
同 陸軍步兵少佐 中村[illegible]
敍勳四等授瑞寶章 陸軍步兵大尉 [illegible]
同 陸軍步兵中佐 下村[illegible]
同 陸軍步兵大尉 岩[illegible]
同 陸軍砲兵少佐 宇[illegible]
同 海軍大佐 松木[illegible]
同 [illegible]
同 海軍機關少監 [illegible]
(以上十一月二十五日)
敍勳六等授瑞寶章 陸軍獸醫 林[illegible]
敍勳六等賜與單光旭日章
敍勳六等授瑞寶章(十一月二十七日)(臺灣總督府判官) [illegible]
陞敍高等官一等(十一月二十八日) 行政裁判所評定官正四位勳三等 黑川誠一郎
明治二十七八年戰役ノ功ニ依リ金七十五圓ヲ賜フ(六月三十日) 陸軍步兵少尉正八位 佐藤新吉
華族令第十五條第三項ニ依リ華族ノ禮遇ヲ停止ス(十一月二十八日) 華族從四位男爵 河鰭[illegible]
內務省文官普通試驗委員長ヲ命ス 內務次官 松平正直
依願高知縣技師試補ヲ免ス 高知縣技師試補 濵村[illegible]
[illegible] 山田[illegible]太郎
[illegible] 海軍技師 西川[illegible]
[illegible] 海軍技師 [illegible]定
京都及大阪ヘ出張ヲ命ス 文部技師 久留正道
學術上取調ノ爲大阪府下ヘ出張ヲ命ス(以上十一月二十七日) 醫科大學助教授 時重初熊